### 業務及び財産の状況に関する説明書類

#### 第 45 期 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで

 2025年9月25日作成

 監査法人

 名 保森監査法人

 所在地東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

 代表者 山崎貴史

## 一.業務の概況

- 1. 監査法人の目的及び沿革
- (1) 監査法人の目的
  - ① 財務書類の監査又は証明業務
  - ② 株式公開支援業務
  - ③ 内部監查支援業務
  - ④ 内部統制構築支援業務
  - ⑤ 前各号に附帯又は関連する一切の業務

### (2) 監査法人の沿革

- ① 保森 登を中心に社員数6名、出資総額1,800万円をもって1982年2月4日発足した。
- ② 1982年10月14日をもって主たる事務所の設置場所を従来の東京都中央区より 東京都港区に変更し、1982年9月28日に許可を受けた。
- ③ 2007年2月9日に定款第1条の目的を変更した。
- ④ 2022 年8月1日をもって、名称を保森監査法人に変更し、事務所を東京都千代 田区に移転した。
- ⑤ 2023 年 6 月 30 日に定款第 11 条の会計年度の決算月を 3 月から 6 月に変更した。
- 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

### 3. 業務の内容

## (1)業務概要

当期の当法人の行った業務は主に監査証明業務であり、被監査会社数は 22 社、 非監査証明業務については、1 社に対して業務を提供いたしました。

事業収入は、監査証明業務 435,785 千円 (対前期比 30,115 千円増加)、非監査証明業務 8,000 千円 (対前期比 8,000 千円増加) となりました。

#### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

## (3) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

| 種別               | 被監査会社等の数 |         |  |  |
|------------------|----------|---------|--|--|
| (里 万寸            | 総数       | 内大会社等の数 |  |  |
| ①金商法・会社法監査       | 13 社     | 12 社    |  |  |
| ②金商法監査           | 0        | 0       |  |  |
| ③会社法監査           | 2        | 1       |  |  |
| ④学校法人監査          | 0        | 0       |  |  |
| ⑤ 労働組合監査         | 6        | 0       |  |  |
| ⑥その他の法定監査        | 0        | 0       |  |  |
| <b>⑦その他の任意監査</b> | 1        | 0       |  |  |
| 計                | 2 2      | 1 3     |  |  |

### (4) 非監査証明業務の状況

| 区 分     | 対象会社等数 | 収入金額     |
|---------|--------|----------|
| 大会社等    | 0 社    | - 千円     |
| その他の会社等 | 1 社    | 8,000 千円 |

### 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

## ① 経営の基本方針

当法人は、監査の専門家として品質管理を最優先とした会計監査を遂行し、財務諸表の信頼性を確保することにより、企業、投資家及び資本市場の参加者全体の発展に寄与することを法人理念として掲げております。監査能力の向上を図るとともに、不

正を見逃さないことを第一とした会計監査を実施するため、当法人に在籍する社員及 び専門職員が目指すべき行動指針を以下の様に定めています。

(行動指針)

- (i)監査品質を重視し公認会計士が担う社会的責任を全うします
- (ii) 組織の透明性を重視し細心の注意を払い情報管理を行い、機動的な組織の運営を行います
- (iii)組織としての監査能力の向上と持続可能な専門サービスを提供します

## ② 経営管理に関する措置

法人の運営については、定款、組織規程、社員会規程、各部会規程の定めに基づく業務分掌に沿って方針が定められ、業務執行が適正に行われることを確保しております。法人の最高意思決定機関は社員会であり、社員会の委任を受けた業務執行については、包括代表社員を部会長とする執行部会が決定し社員会に報告しております。業務の執行が適切に実施されているかどうかは、評価部会が評価することとしており、評価部会には外部の第三者である有識者もメンバーに加わっています。

#### ③ 法令遵守に関する措置

当法人は公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の倫理規則に基づき、「倫理規程」を制定し、全ての社員及び専門職員を対象とした職業倫理に関する研修 を定期的に実施し、その遵守を義務付けています。

また、コンプライアンスへの取組みの一環として、インサイダー取引の防止のために、当法人は「インサイダー取引防止規程」を制定し、全ての社員及び専門職員を対象とした研修を実施して内容の理解の徹底を図るとともに、定期的に全ての社員及び職員より「インサイダー取引防止に関する誓約書」を徴収し、遵守状況の確認を行っております。

さらに、当法人では法令違反の懸念がある行為、当法人の品質管理システムや職業 倫理への抵触等を早期に発見し適切に対処するため、内外からの通報の受付に対して、 当法人のウェブサイトにおけるホットラインや事務所内の意見箱等の窓口を設けてお ります。

#### (2)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は、監査業務の実施に当たって、法令等及び監査基準による独立性の保持を含む職業倫理に関する基準を遵守するため、倫理規程及び監査マニュアルにおいて職業倫理の遵守のための方針及び手続を定めております。職業倫理に係る要求事項の遵守のために、当法人は職業倫理に係る要求事項について全ての社員及び専門職員を対象とした研修を実施し、内容の周知を図っております。

また、当法人の全ての社員及び職員に対し、以下の対策を行い、法令等に違反しな

いよう厳密に運用しております。

#### (誓約書の徴求)

当法人の役職員は、業務に関する諸規程を遵守し誠実に勤務すること、業務上知りえた事実を在任中のみならず退職後も漏洩又は盗用しないこと等を明記した「誓約書」を毎年4月に徴求し、当法人の役職員としての職業倫理の保持に努めております。

#### (特別利害関係の調査)

当法人は、会社法、金融商品取引法、公認会計士法、日本公認会計士協会倫理規則等の法律等で制限されている特別な利害関係に関する調査をチェックリストに基づき、毎年当法人、並びに全社員及び職員を対象に実施し、規程等の遵守状況を確認し、当法人の独立性の維持を確保しております。

業務執行社員のローテーションに関しては、公認会計士法等に準拠し、倫理規程において以下の通り方針を定め、運用と監視を行っています。

|                | 役割             | 継続従事期間 | インターバル期間 |
|----------------|----------------|--------|----------|
| 公認会計士法上        | 筆頭業務執行社員       | 7年     | 5 年      |
| の大会社等の監査・レビュー業 | その他の業務執行<br>社員 | 7 年    | 2 年      |
| 務              | 審査担当社員         | 7年     | 3 年      |

なお、業務執行社員の他、現場の主査等の主要な監査補助者についても倫理規程 において一定の関与期間等の制限を設けております。

#### ② 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に関する当法人の方針及び手続は、品質管理規程及び監査マニュアルに規定されております。独立性の阻害要因や利益相反の有無の検討、必要な能力と経験を有する専門職員の確保の状況の検討、及び不正リスクを含むリスク評価を実施した結果に基づき、監査契約の締結を社員会で決議します。

また、監査業務の適切な引継が行われることを目的として、当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について、監査マニュアルにおいて監査事務所間の引継に関する方針及び手続を定めております。

## ③ 業務を担当する社員その他の者の選任

業務執行社員の選任については、その職責を果たすのに適切な能力、適性、独立 性及び権限を保持し十分な時間を確保していることについて執行部会において検討 した上で、包括代表社員が作成した「業務執行社員の交代・選任に関する検討書」 により社員会での承認を経ることとしております。

主査の選任については監査責任者の推薦に基づき執行部会において、専門的能力

と実務経験、あるいは従事可能な監査時間を考慮し原案を作成し、社員会において 承認しております。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及 び配分

### ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬については、「社員評価基準」及び「社員報酬規程」に基づき包括代表社員が社員評価を実施し、評価結果を反映させることとしております。社員評価にあたっては、品質管理能力が評価項目として考慮されており、社員評価及び報酬については社員会にて承認しております。

### イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人の教育・訓練のプログラムは社員及び専門職員(公認会計士、公認会計士 試験合格者、IT 専門家、その他当法人の監査業務に従事する者)の専門能力の維 持及び開発のために研修規程に従い研修担当社員が企画・運営管理を行っており、 監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識その他監査業務遂行上必要な知識 の習得やそれに対処する能力を開発するためのプログラムを含んでおります。

研修には、全ての社員及び専門職員を対象とする全体研修会、ディスカッション 方式を取り入れた小集団研修会、及び受講指定eラーニング研修の3種類がありますが、全体研修会については全員参加を原則とし、欠席者に対しては講義録画の視聴とレポートの提出を義務付けることとし、業務に必要な知識の習得及び能力の開発に努めています。

また、監査業務に従事する全ての社員及び専門職員の継続的専門能力開発制度 (CPD) の遵守状況を管理するために、監査マニュアルに従って、毎年 40 単位の CPD 単位の取得の管理(取得状況の把握及び督促)を行っています。

さらに、その他協会から配信される新着情報を定期的に取り纏め社員及び専門職員への周知を図っております。

なお、CPD の取得義務単位に追加して、当法人の独自のルールとして監査業務 従事者全員に IFRS 関連の CPD 単位を 1 単位及び不正事例研究関連の CPD 単位 を 2 単位取得することを義務付けております。

#### ウ. その他

#### (職員の採用)

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門職員を十分に確保するために、専門職員の採用を「人事規程」に従って行っております。なお、専門職員の多様な働き方を確保し専門能力の発揮を促すため非常勤職員に加えて常勤職員による監査業務態勢を導入しております。

### (職員の評価)

専門職員の評価については「業務職員評価手続書」に基づき複数人の社員により実施し、社員会で各職員の評価を決定しております。評価は実施した監査業務の質と潜在的能力、監査業務に取り組む姿勢、職業倫理(独立性を含む。)の遵守の程度等を考慮しますが、各専門職員には評価結果を通知し、評価を担当した社員が面談を実施することで評価の透明性を高めております。

### (情報通信技術)

全ての社員及び専門職員は、監査業務の実施に際して、必ず VDI (Virtual Desktop Infrastructure:仮想デスクトップ基盤)上に各自の ID でログインして業務を実施することとし、データ保存用の外部クラウド・データ・ストレージへのアクセスや電子監査調書管理システムへのアクセスについても、すべて VDI 環境下に限定する仕組みを構築しています。グループウェアの有効活用による既存のデータ共有・管理体制に加え、2025 年 3 月期の監査業務より、電子監査調書管理システム (Caseware)の導入・運用を開始しております。当法人は監査品質の向上及び監査業務効率化を図るため、積極的に IT インフラへの投資を行い、さらなる品質管理体制の改善及び業務効率化の推進を図ってまいります。

#### ⑤ 業務の実施及びその審査

当法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適正に監査を実施するため、監査マニュアル及び監査計画、監査の実施状況並びに監査意見の形成にかかる各種チェックリストを策定しております。マニュアル及び各種チェックリストは品質管理の専担者の起案により社員会又は執行部会において適時に内容を更新し、その運用状況の検証を通じて品質の維持を図っております。

## ア. 専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合わせを受けるべき事項及び手続については品質管理規程及び 監査マニュアルに定めており、審議部会において問合わせの要否を検討し、必要に 応じて予め選定している外部の専門家の見解を問合わせることとしております。

#### イ. 監査上の判断の相違の解決

監査チームと専門的な見解の問合わせの助言者との間、または監査責任者と審査 担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合の方針及び手続は品質管理規程及 び監査マニュアルに定めており、審議部会において検討し、必要に応じて社員会に 諮ることとしております。

#### ウ. 監査証明業務に係る審査

当法人の審査の方針及び手続は審査規程において定めており、審査担当社員及び審議部会により実施され、組織的監査の円滑かつ適切な遂行及び公正な監査意見の

形成を図るため、監査報告書を提出する監査業務は原則として審査の対象としております。

重要な審議事項が存在している意見審査は審査担当社員の審査を経て審議部会により監査意見及び監査報告書の内容を審査し、表明する意見を審議部会が決定し、 その他の意見審査は審査担当社員により審査され、その結果を審議部会に報告します。

なお、監査計画の審査は審査担当社員の審査を経て審議部会により最終的な審査 を実施することとしております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために 行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査報告書日後に監査調書の変更が認められる期間、認められる監査調書の変更の内容及び監査調書を変更した場合の手続については、監査マニュアルに定めております。変更内容は作業者により管理表に記入され、監査マニュアルに定める範囲内のものであることを業務執行社員が査閲し、さらに審査担当社員が確認することとしております。事務所の定める期間を越えた後の調書の変更は不可とする運用としております。

また、電子監査調書(Caseware)上で日付を変更できる機能を無効化することを電子監査調書管理マニュアルにおいて定めており、IT 担当社員が各エンゲージメントにおいて無効化処理を実施し、無効化処理が実施されていることを各エンゲージメントの審査担当社員が意見審査時に確認することとしております。

なお、例外的な状況が生じて新たに若しくは追加的に監査手続を実施する場合、 又は新たな結論を導き出す場合の手続については監査マニュアルに規定しており、 審議部会による承認と事後報告を必要としております。

## ⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

(情報と伝達に関する品質目標の設定)

当法人は情報と伝達に関し、以下の品質目標を設定しております。

- (i)情報システムが品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報 を識別、補足、処理及び維持すること
- (ii) 当法人の組織風土が、情報をお互いに交換する責任を認識させ強化するものであること
- (iii) 当法人内部で関連性のある信頼性の高い情報の交換がなされ、適切に外部に 伝達されること

(監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守)

監査品質に関する情報を適切に収集して活用するため、当法人では毎年社員及び 専門職員に対する無記名アンケート、並びに関与先に対する記名でのアンケートを 実施し、回答結果については品質管理委員長が取り纏め課題を抽出し、社員会で共 有するとともに、全体研修会の場で全ての専門職員に共有し、当法人の品質管理の 維持向上に努めております。

当法人では法令違反の懸念がある行為、当法人の品質管理システムや職業倫理への抵触等を早期に発見し適切に対処することを目的として、内外からの通報を随時受け付けるため、当法人のウェブサイトにおけるホットラインや事務所内の意見箱等の窓口を設けております。

(監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定)

当法人では監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針・手続について監査マニュアルに定めており、「会計監査人の職務の遂行に関する事項」として社員会において毎期共通の様式を共有し監査役等とのコミュニケーションを実施しております。

(必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の 提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定)

当法人は、監査事務所の外部への品質管理システムに関する情報の提供として、 当年度より当法人のウェブサイトにおいて監査品質の維持向上への取組み、事務所 の概要や経営管理の状況等を記載した「監査品質のマネジメントに関する年次報告 書」を毎年公表することとしております。

(品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような 十分な透明性の確保)

当法人は 2017 年 3 月 31 日に金融庁より公表され、2023 年 3 月 24 日に改訂された「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を採用し、全ての原則を適用しております。監査法人のガバナンス・コードへの対応状況については、十分な透明性の確保のため「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の別紙として原則及び指針ごとに明瞭に記載して当法人のウェブサイトにおいて公表しております。

### ⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するための方針と手続を監査マニュアルにおいて定めております。監査人の交代の該当がある場合には、品質管理委員長が実際にマニュアルに従った引継ぎが適切に行われたことを確認し、包括代表社員にこれを報告し、包括代表社員は社員会にこれを報告しその手続の十分性を検討しております。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明 確化

当法人の品質管理システムに関する最高責任者は包括代表社員であり、当法人にかかる品質管理システムの最終的な責任を負い、当法人が一丸となって監査業務の品質を重視する風土を醸成する使命を担っております。

品質管理システムの整備及び運用に関する責任者、並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は品質管理委員長であり、監査の品質管理システムの整備及び運用の責任を負い、そのために必要な方針及び手続を監査マニュアルや諸規程等において明らかにし、これをすべての監査職員に周知、徹底させる使命を担っております。品質管理委員長は包括代表社員が推薦し社員会の承認により決定されます。

⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし適用することを品質管理規程において規定しております。当法人は、品質管理システムの目的を達成するために、品質管理基準報告書第1号で規定している品質目標及び当法人が必要と考える追加の品質目標があれば、追加の品質目標を設定し、品質リスクの識別及び評価は、品質管理基準報告書第1号に従い、所定の様式を利用して実施しております。

品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は、日常の品質管理に係る活動及び法人内外との情報交換を通じて、当法人の性質及び状況並びに実施する業務の内容及び状況の変化を踏まえ、品質目標の追加、品質リスクや対応の追加又は修正の必要性を示唆する情報を識別します。その情報に基づき、必要に応じて以下の対応を行います。

- (i) 追加の品質目標を設定する、又は既に当法人が設定した追加の品質目標を修正する。
- (ii) 追加の品質リスクを識別し、評価するほか、品質リスクの修正又は再評価を実施する。
  - (iii)追加の対応をデザインし適用する、又は対応を修正する。
- ⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に機能していることを合理的に確保するために、品質管理システムの監視に関するプロセスを品質管理規程及び監査マニュアルにおいて定め、実施しております。上記プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視と定期的検証が含まれます。定期的検証には、(1)日本公認会計士協会の品質管理レビューツールを利用した検証と(2)事務所独自の検証ツールに基づく定期点検の 2 種類を実施して

おります。

また、品質リスクへの対応が適切に実施されているかどうかについては、評価部会がモニタリングを実施し、不備や改善すべき事項については社員会に報告されます。

個別の監査業務の定期的な検証において発見された不備について点検者と関係する 監査責任者や専門職員との間で問題点及び改善策についての認識を共有し、他の監査 業務に同様の不備が発生することがないように、品質管理委員長が取り纏めて、社員 会で全社員に共有し研修等を通じて全ての専門職員に周知します。なお、個別の監査 業務に関して識別した不備についての根本原因の分析や事務所の態勢について識別し た不備についての原因分析については執行部会にて検討し、問題認識を社員会に共有 し改善策を社員会で決定します。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼす公認会計士である社員以外の者は存在しません。

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項 (品質管理レビュー)) を受けた年月

2025年2月

(5)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に措置について監査法人を代表して 責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

包括代表社員 山﨑貴史は、業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置 (施行規則第25条第2号ロに基づく措置) が適正であることを確認しました。

- 5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人の業務上の提携(法第24条の4 又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。) に関する事項
- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称 該当事項はありません。
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月 該当事項はありません。
- (3) 当該業務上の提携の内容 該当事項はありません。

- 6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を 得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する 事項
- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称 該当事項はありません。
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月 該当事項はありません。
- (3) 当該業務上の提携の内容 該当事項はありません。
- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

## 二. 社員の概況

1. 社員の数

| 公認会計士 | 特定社員 | 合 計 |
|-------|------|-----|
| 9人    | 0人   | 9 人 |

# 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

社員会以外に重要な意思決定を行う、社員の一部で構成される合議体は以下の通りです。

| 合議体の名称 | 合議体の目的                       | 合議体の構成 |      |     |  |
|--------|------------------------------|--------|------|-----|--|
| 日報件の右称 |                              | 公認会計士  | 特定社員 | 計   |  |
| 執行部会   | 社員会に委任さ<br>れた事項の意思<br>決定     | 3 人    | 0人   | 3人  |  |
| 審議部会   | 重要事項の審査<br>審議部会 に関する意思決<br>定 |        | 0人   | 5 人 |  |

当法人は業務執行を監督・評価する機関として評価部会を設けております。

## 三. 事務所の概況

|               | 所 在 地              | 当該事務所に勤務する者の数 |      |        |                |
|---------------|--------------------|---------------|------|--------|----------------|
| 名 称           |                    | 社 員           |      |        | 公認会計士で         |
|               |                    | 公認会計士         | 特定社員 | 計      | ある使用人の数<br>人の数 |
| (主)<br>保森監査法人 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | 人<br>9        | 人    | 人<br>9 | 3 8            |

# 四. 監査法人の組織の概要

別紙1(組織図)、別紙2(業務分掌表) 参照

### 五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位:千円)

|         |   | 第 44 期事業年度<br>2023 年 7 月 1 日~ | 第 45 期事業年度<br>2024 年 7 月 1 日~ |
|---------|---|-------------------------------|-------------------------------|
|         |   | 2024年6月30日                    | 2025年6月30日                    |
| 売上高     |   |                               |                               |
| 監査証明業務  |   | 405,670                       | 435,785                       |
| 非監査証明業務 |   | _                             | 8,000                         |
| 合       | 計 | 405,670                       | 443,785                       |

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため添付しておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため添付しておりません。

六. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称

アトミクス株式会社 大井電気株式会社

株式会社GSIクレオスラサ商事株式会社

大日精化工業株式会社 株式会社リボミック

株式会社エフ・シー・シー株式会社創健社

株式会社放電精密加工研究所有機合成薬品工業株式会社

ヘリオス テクノ ホールディング株式 株式会社ロッテファイナンシャル

会社

協栄産業株式会社